

## 第2次下野市環境基本計画（案）に関するパブリックコメントの結果について

### 1.パブリックコメントの実施状況

#### (1)ご意見の募集期間

令和5年1月25日(水)から2月 15日(水)まで

#### (2)ご意見の応募者数及び件数

応募者数及び意見件数	4名	15件
------------	----	-----

※年代内訳:(60代 3名、70代 1名)

#### (3)ご意見の受理状況

郵送	ファクシミリ	電子メール	窓口持参	計
0名	0名	4名	0名	4名

#### (4)ご意見の取り扱い

ご意見ありがとうございました。パブリックコメントの対象となる事項についての考え方を示させていただきます。  
いただいたご意見は、必要に応じて反映させていただきます。

## 2.パブリックコメントの意見に対する市の考え方

提出者	質問 No.		意見・提言の内容	意見・提言に対するの回答
A	01	P34 現状（ごみ処理）	「ごみの焼却処理は南河内・国分寺地区は小山広域の中央清掃センターで、石橋地区は宇都宮市のクリーンパーク茂原で行ってきましたが、令和 5(2023)年度以降は小山広域処理に統一されます。」は、令和 9(2027)年度以降の誤りではないでしょうか？	令和 5(2023)年度から、石橋地区の燃やすぐみの処理につきましては、小山広域保健衛生組合で執り行い、令和 9(2027)年度には新たな焼却施設が稼働予定であり、焼却が始まります。
A	02	その他	環境基本条例や現環境基本計画(改訂版)に触れられていた原発の安全への懸念、再生可能エネルギーへの活用など日本のエネルギー政策の大転換となった歴史的教訓とすべき内容が、第2次下野市環境基本計画では、完全に削除されています。記載内容はそのまま引き継ぐことは適切ではないにしても、趣旨は忘れてはならない重要なことですので、削除せずに残すべきだと思います。	令和 3(2021)年 10 月に閣議決定した「第 6 次エネルギー基本計画」においても「原子力については安全を最優先し、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減する」との方針が記載されています。 これらのことから、原発事故の教訓を忘れないために、基本施策 3-3 で「原子力発電所事故に伴う放射線量情報の収集と提供」を引き続き実施していくとして記載しておりましたが、ご意見の通り、この教訓について引き続き発信するため、原子力発電や再生可能エネルギーの課題などについて記載いたします。
B	03	P8 環境をめぐる社会情勢	現行基本計画(改訂版)の緒言では、「東日本大震災や原発事故は、私たちのくらしや環境にどんな変化をもたらしてきたの？」の中で、「放射能からの安全確保など良好な環境を将来世代に引き継いでいくため、積極的な節電対策をはじめ、火力発電の効率向上や原発に頼らない再生可能エネルギーの開発と一層の普及が課題となっています」と記載しているが、今回の案で	02 の記載内容と同様とさせていただきます。

			これに該当する文言が見当たらないのはなぜか。福島原発事故から12年目になる現在でも、いまだ3万人以上の人々が避難生活を強いられ、地域社会や家族を分断され、除染した汚染土や各地に拡散した指定廃棄物は今も処分の目処が立たず、原子力緊急事態宣言はいまだ解除されないままになっている。この現実を過去のものとして無視し、忘れ去っていいのか？上記の文言は今回の基本計画でも当然継承すべきであり、特に「脱原発依存」は環境基本計画の方針として明記すべきである。	
B	04	P16 2 環境像 実現に向けた基本 目標と取 組の方向 下端のご み排出量 目標の表	家庭ごみと事業ごみの排出量について、それぞれ数値目標が示されているが、小山広域組合では令和9(2027)年までに燃やすごみを5,000トン減らす目標を立てている。これらは整合がとれているのか。この数値だけでは繋がりが理解できないので、上記の関係がわかるように示していただきたい。	当市の一般廃棄物処理基本計画に記載のとおり、小山広域保健衛生組合管内で5,000t減らす必要があります。その達成に向けて整合を図り、市域からの燃やすごみ排出量を削減するため、1人1日当たりのごみの排出量等の目標を設定しました。
B	05	P22～ 基本目標1 再エネ利用 や脱炭素 社会づくり を進める まちづくり	地球温暖化や気候変動は本当に環境問題なのか？人為的CO2の排出増加が原因と決めつけているが、実は実証されたわけではなく、逆に反証データが山ほどあって多くの科学者が異論を唱えており、因果関係が実証されていないことはIPCCも認めている。それゆえ、現行の基本計画では、緒言の「地球温暖化ってなに？」の中で温室効果ガスを水蒸気や二酸化炭素とし(実は水蒸気の温室効果の方が圧倒的に大きい)、「人間のさまざまな活動によって発生する二酸化炭素が増えすぎると熱が余分に残り、地球全体の気温を上げると考えられています。」と客観的な説明にしている。地球は過去に自然現象として温暖化と	地球は数万年スケールで氷期(寒冷期)と間氷期(温暖期)を繰り返しており、地球温暖化に対しては、人為的CO2の排出増加以外の要因によるとの異論も多くあります。 令和3(2021)年に公表されたIPCC第6次評価報告書では、人間活動の影響で地球が温暖化していることについては「疑う余地がない」とされました。 そのため、P32の「主な用語」と巻末の用語解説における「気候変動」の説明では、「1800

			<p>寒冷化を周期的に繰り返してきたのであり、現在の温暖化だけが人為的現象だと実証できない以上、少なくとも上記の文言は残しておくべき。さもないと今後寒冷化等に向かったとき(既に寒波や大雪が頻発している)説明がつかなくなるのではないか。また、脱炭素というが、CO<sub>2</sub> は植物の光合成に不可欠であり、全ての生物の体は炭素でできている。よって炭素がなければ全ての生物は生存できないので、炭素や CO<sub>2</sub> を有害物のように扱うのは誤解を招く。そのことは末尾でもよいかから注記として入れておくべきと考える。</p>	<p>年代以降の主に人間活動による地球温暖化に伴い…」と記載しています。</p> <p>また、寒波や大雪の発生も地球規模での温暖化による気候変動によるものとの意見もあります。そのため、P23 気候変動の影響では、「気象災害と気候変動との関連は明らかではありませんが」と記載しています。</p> <p>CO<sub>2</sub>については有害物として位置づけるのではなく、P22の4行目にあるように「地球温暖化の要因である化石燃料消費によるCO<sub>2</sub>…」と記載しています。</p>
B	06	P26～ 基本施策1 ～	<p>再生可能エネルギーとして太陽光発電を推奨しているが、市内では太陽光発電施設の建設によって平地林が伐採されており、その分緑地が減少し続けている実態をどう考えるのか。一方で平地林の保全も基本計画の目標としているのだから、何らかの規制(条例等)が必要ではないか。また、太陽光パネルは寿命がきて廃棄するときの処理法やリサイクル方法が確立していない。これらを考えずに太陽光発電をただ増やしていくと今後廃棄物問題になることが懸念される。</p> <p>脱炭素のためにガソリン車から EV 等への乗り換えを推奨しているが、EV が増えればその分充電するための電力が必要になる(この充電は家庭用の太陽光発電では容量的に無理)。日本には自家用車だけでも6千万台あるが、これらを全て EV に置き換えるための電力は国内の原発を全て稼働しても賅えない計算になる。リチウム電池に不可欠なレアメタルもいずれ枯渇する。これは本当にエコなのか。電気という2次エネルギー(贅沢なエネルギー)に何でも依存する生活を見直し、エネルギー消費の</p>	<p>意見 02 への対応と併せて、現在の生活環境の中でエネルギー消費の総量を減らす取組を進めるため、再生可能エネルギーに伴う課題、問題点等を追加いたします。計画の中では、P26～27 において「脱炭素・省エネ行動の普及促進」について、P56～57 において「環境保全行動の普及啓発」について記載しています。</p> <p>市では、事業者による太陽光発電施設の設置・運営については、「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」に基づいて、指導を行っています。</p> <p>EVへの電力供給やリチウム電池の課題はありますが、こうした脱炭素の取組を推進しつつ、新たな技術的進展なども期待されますので、動向を注視し取組を見直していくことにな</p>

			総量を減らす努力こそが必要なのではないか。	ります。
B	07	P34 基本目標2 下から4行 目	<p>「ごみの焼却処理は南河内・国分寺地区は小山広域の中央清掃センターで、石橋地区は宇都宮市のクリーンパーク茂原で行ってきましたが、令和5(2023)年度以降は小山広域処理に統一されます」とあるが、令和9(2027)年度以降(新焼却施設完成後)の間違いではないか。</p> <p>なぜこのような基本的な間違いがチェックされないのか。策定とチェックのプロセスを見直す必要があるのではないか。</p>	01 の記載内容と同様とさせていただきます。
B	08	P36 基本施策2 -1 ごみゼロ 社会の形 成	<p>「廃棄物を出さない(リデュース:ごみの発生抑制)、再使用する(リユース)、再資源化する(リサイクル)の3R の取り組みを一層進め」とあるが、3R にはこの順序で優先度があることに触れていない。ごみは上流側で減らすことが原則であり、リサイクルは最後の止むを得ない処置であって、発生抑制やリユースを優先的に進める必要があることを(用語集でも)明記すべきである。</p> <p>また、発生抑制を市民や行政が行うのは限界があるので、「拡大生産者責任」に則り、事業者(生産者)に製造～販売段階でのごみ減量化を呼びかけることも追記すべきではないか。(拡大生産者責任については、環境基本条例の第6条に事業者の責務として明記されている。)</p>	<p>資料編 P15 の「3R」の用語の解説に、「次の順番で取り組むことにより、ごみを減らす効果がある」と記載しています。</p> <p>また、拡大生産者責任につきましては、P37 やP57における事業者の取組の部分において記載しています。</p>
B	09	P36 2-1-3 プラスチック資源循環の普及促進	<p>代替素材への切り替えやリサイクルの徹底を言っているが、昨年4月から施行された「プラスチック資源循環促進法」への取り組みに触れていないのはなぜか。既に全国30以上の自治体がプラスチックの一括資源化を実施しており、県内でも那須塩原市が環境省のモデル事業に参加しているのだから、下野市も小山広域でプラスチック一括資源化に取り組む姿勢を明記すべきである。</p>	<p>プラスチック資源循環については、P10-11で国の法律や戦略、県の条例等を紹介しています。本市でもこれらの法律や条例に準じた取組を進めていくことを基本としています。そのため P36 で「プラスチック資源循環の普及促進」について記載しています。</p> <p>また、P58 の 4-3-3「地域循環共生圏の構</p>

				築(広域連携を含む)」にて、今後、関連する市町との連携強化を図っていくこととしています。
B	10	P44 基本施策3-1 3-1-4 水資源の保全と活用	「雨水等の浸透機能など地下水かん養機能の保全と向上を図り、良好で豊かな水資源の確保に努めます」とあるが、この趣旨は下野市の良質で豊富な地下水100%の水道水を維持していくことで、他の水源(表流水)を新たに導入することは想定していないと理解される。それは市民も望んでいることで合理性がある。ならば、県の主導で現在検討中の「県南広域的水道整備事業」による南摩ダムの表流水を買う計画はこの環境基本計画とは相容れない(反する)ことになる。当然、環境基本計画が優先されるべきで、県南広域的水道整備事業からは撤退するのが筋ではないか	<p>ここでの水資源は、水質調査や使用量の報告を受理している、市内での生活や産業にも使用されている井戸の地下水の保全(汚染防止)とかん養を行っていくことを指しており、地下水100%の水道水を維持することについて記載したものではありません。</p> <p>また、地下浸透機能を保全することは、市域の水辺環境の維持保全をはじめ、下流域における水害防止や水環境の保全に資することにもなります。こうした水の自然循環機能の向上を主とした目的にしています。</p> <p>このため、水道水や県南広域的水道整備事業へのご意見につきましては、お答えしかねます。</p>
C	11	P6 第2次環境基本計画	毎年度、本計画に掲げる各施策や取組の実施及び進捗状況を把握・評価し、施策や取組を見直していきます。その結果を「しもつけの環境」としてとりまとめ、市のホームページで公表し、市民等からの意見や提案を聴取していきます」とあります。ホームページでの公表は気づかれないことが多いですので、トップページのお知らせに載せることや「しもつけの環境」をテキストにした講座の企画など見える化を試みる旨明記してください。	<p>「しもつけの環境」における市のホームページでの公表に際しては、ご意見にありますように、気付かれやすいように工夫し、講座の企画なども検討してまいります。</p> <p>また、「しもつけの環境」につきましては、公開により開催している環境審議会においても説明や審議を行っております。</p>
C	12	P71～ 資料7③	「推進状況の公表」についても上記と同様です。	
C	13	Pvii	第1次環境基本計画で特筆された原発事故への言及が無くな	02 の記載内容と同様とさせていただきます

		第1次環境基本計画の冒頭	っている。大きな変更なので、いきさつが知りたい。	す。
D	14		<p>第3章 計画がめざす環境像と基本目標の目標4“地域資源を活かし、産業・地域が躍進するまちづくり”を目指すのであれば、この地域の恵まれた自然資源である地下水を市民生活に積極的に活用することを計画で明確に示すべきである。地下水を使い続けることになんら問題はなく、今後とも水道水源として地下水を100%活用していくことを計画に書くべきである。</p> <p>下野市は今後も地域の資源である地下水を水道水源として活用だけでなく、美味しく安価な地下水を食品製造企業等の誘致における切り札として積極的に使う姿勢を示すべきである。</p>	10 の記載内容と同様とさせていただきます。
D	15	P23 再生可能エネルギー	<p>太陽光発電はエネルギーの地産地消を進めるうえで重要な発電方法であるが、市が今後どのように太陽光発電を普及しようとしているのか具体的な戦略が書かれていない。</p> <p>また、太陽光発電を実施できる場所と実施できない場所を明確に示し、実施できる場所については市民と市が協力して進めることを計画に記載するのがよいと思う。</p>	<p>06 の記載内容と同様とさせていただきます。</p> <p>また、具体的な戦略については、刻々と変化する世間の動向等を見極めながら、取組を検討してまいります。</p>